要介護認定申請書に医療保険情報の記載が必要になりました

令和4年1月31日から要介護認定申請書の様式を変更します

令和４年１月　山口市介護保険課

介護保険法施行規則の一部改正（令和3年厚生労働省令第43号、第167号）に伴い、要介護認定申請書に医療保険者名及び医療保険被保険者記号番号の記載が必要となりました。

つきましては、様式の変更に伴い下記のとおり取扱いますので、よろしくお願いいたします。

1. 変更事項

要介護認定申請書に、第１号被保険者についても、
医療保険者名及び医療保険被保険者記号番号の記載が必要です。

①山口市国民健康保険及び山口県後期高齢者医療保険加入者は、医療保険情報の記載を求めませんが、該当項目にチェックが必要です。上記以外の社会保険等加入者は医療保険者名及び医療保険被保険者番号の記載が必要です。

②医療保険被保険者証の写しの添付や原本の提示は求めません。

③取扱変更日　：　令和4年4月１日（金）受付分から

ただし、3月31日までは移行期間とし、記載のない場合も受付いたしますが、4月1日以降は、記載がない場合は受付いたしません。

３月末有効期限の更新勧奨通知に同封する申請書から新様式を送付いたします。旧様式を使用される場合は、第2号被保険者用の医療保険被保険者記号番号記入欄に御記入ください。

> ※ご注意ください！
> 第2号被保険者の取扱いには変更はありません。従前どおり医療保険者名及び医療保険被保険者記号番号の記載、医療保険被保険者証の提示が必要です。

2. 新様式について

新しい様式は、山口市ウェブサイトからダウンロードできます。
新様式への切り替えにご協力お願いいたします。

「介護保険　認定申請書」
と入力してください